

各都道府県 { 市区町村担当課 } 御中
 { 水道行政担当課 }

総務省自治財政局公営企業経営室
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課水道計画指導室

水道事業における広域化の更なる推進について

標記の件について、「水道広域化推進プラン」の策定について（平成31年1月25日付け総財営第85号、生食発第0125第4号、総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「策定要請通知」という。）等に基づき、各都道府県に対して、令和4年度末までの「水道広域化推進プラン」策定を要請しています。また、策定に向けた取組を支援するため、プランの全体像や標準的な記載事項等を示した「水道広域化推進プラン策定マニュアル」（平成31年3月29日付け総財営第32号、薬生水発第0329第7号、総務省自治財政局公営企業経営室長、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知。以下「マニュアル」という。）を発出するとともに、水道広域化推進プラン策定に要する経費について、生活基盤施設耐震化等交付金の対象としているほか、地方財政措置を講じているところです。

各都道府県におかれては、引き続き、下記の内容に御留意の上、「水道広域化推進プラン」の策定に取り組むとともに、地域の実情に応じた多様な広域化を更に推進していただきますよう、お願いします。さらに、貴都道府県内の市町村等に対しても、本事務連絡の趣旨について速やかに周知されますよう、お願いします。

また、「水道広域化推進プラン」の令和2年9月末現在における策定取組状況について、別添のとおり、取りまとめて公表することとしましたので、あわせて御連絡します。

記

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方（策定要請通知1）

(1) 水道広域化推進プランの策定にかかる体制について、都道府県の市町村財政担当課、水道行政担当課、水道事業を営んでいる企業局等、関係部局が連携して検討を行うことが重要であることから、関係部局の連携体制を構築すること。

また、都道府県は、実効性がある水道広域化推進プランを策定し、小規模な事業等も含め、区域全体として持続可能な枠組みとなるよう調整を図ることが求められるため、水道事業者である市町村等を対象に、広域連携にかかる意向調査、情報の共有や定期的な意見交換等の取組を積極的に行う必要があること。その際、必要に応じて、関係市町村等の水道担当部局だけでなく企画・財政担当部局等とも連携を行うこと。

(2) 水道広域化推進プランの策定に当たっては、水道事業が、生活に不可欠なインフラであることを踏まえ、住民に対して積極的な周知を図るとともに、水道事業者である市町村等の議会や、関係機関に対して、適宜、説明をする機会を設ける等の配慮を行うこと。

2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項（策定要請通知2）

(1) 「市町村等の水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し」（以下「現状と将来見通し」という。）や、「広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果」（以下「広域化のシミュレーションと効果」という。）に関する検討を行うに当たり、専門的な知見の活用等を目的として委託等を行う場合には、必要な経費について、適切な時期に予算を計上すること。その際、作成した水道広域化推進プランの素案に基づき、都道府県の関係部局及び関係市町村等において、水道広域化推進プランに記載する内容を検討することが可能なスケジュールとなるよう、留意すること。

なお、水道広域化推進プラン策定に要する経費については、生活基盤施設耐震化等交付金の対象としているほか、地方財政措置を講じている。

(2) 現状と将来見通しについて、施設・管路等の状況や、更新費用に関しては、実態をできる限り正確に反映したものとするため、水道広域化推進プランの策定とあわせて、水道事業者である市町村等において、水道施設台帳の整備や、アセットマネジメントの高度化に向けた取組を進める必要があること。また、将来見通しについては、各公営企業で令和2年度までに策定することが要請されている経営戦略の記載内容の活用についても、あわせて検討すること。

(3) 広域化のシミュレーションと効果について、施設の共同設置・共同利用（マニュアル中第二章2（2）Ⅱア）の検討にあたっては、地域の実情を踏まえたものとするため、地図等も活用し、施設の立地場所や更新時期等の情報も参考にして、検討を行うこと。

また、事務の広域的処理（マニュアル中第二章2（2）Ⅱイ）の検討にあたっては、ICT、IoTの活用により、業務の効率化が可能となることから、システム標準化・共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込むことができるよう検討を行うこと。

さらに、施設の統廃合やシステムの共同発注といった上記検討に際し、必要に応じてPPP/PFIをはじめとする官民連携手法の活用を検討することが望ましいこと。

(4) 今後の広域化に係る推進方針等について、水道広域化推進プランの策定を行った都道府県においては、実情に応じて、具体的な取組内容及びスケジュールの改定の検討を行うこと。また、水道広域化推進プランの記載内容を活用して水道基盤強化計画の策定に取り組むなど、地域の実情に応じた多様な広域化の更なる推進に向け、都道府県の関係部局及び水道事業者である市町村等と連携して継続的に取組を行うこと。